

第2 調査結果

1 生活保護制度の概要

調査の結果	説明図表番号
<p>(1) 保護の概要</p> <p>現行の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている（同法第 1 条）。</p> <p>生活保護法による保護は、世帯を単位として行われ（同法第 10 条）、世帯員全員が、その利用し得る資産（預貯金、土地・家屋等）、能力（稼働能力等）その他あらゆるもの（年金、各種手当等）を、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるもの（同法第 4 条第 1 項）とされ、急迫した事由がある場合に、必要な保護を妨げるものではない（同条第 3 項）とされている。また、民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、全て生活保護法による保護に優先して行われるものとされている（同法第 4 条第 2 項）。</p> <p>こうした保護の水準については、厚生労働大臣が定める基準（「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日付け厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。））により測定した要保護者（現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者）の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものとされている（生活保護法第 8 条第 1 項）。</p>	<p>表 1 - (1) - ①</p> <p>表 1 - (1) - ②</p> <p>表 1 - (1) - ③</p>
<p>(2) 保護費の支給と保護の種類</p> <p>保護の実施に要する費用（以下「保護費」という。）は、保護の実施対象とした者に対し、保護基準で計算される最低生活費と当該者の収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合におけるその差額とされ、金銭給付又は現物給付されるものとなっている（生活保護法第 31 条）。</p> <p>また、保護の種類は、i) 生活扶助、ii) 教育扶助、iii) 住宅扶助、iv) 医療扶助、v) 介護扶助、vi) 出産扶助、vii) 生業扶助、viii) 葬祭扶助の 8 種類とされ、各扶助は、要保護者の必要に応じ、単独で又は複数の扶助を合わせて行われるものとされている（生活保護法第 11 条）。</p>	<p>表 1 - (1) - ② （再掲）</p> <p>表 1 - (2)</p>
<p>(3) 生活保護に係る事務の実施主体</p> <p>保護の決定及び実施は、都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和 26</p>	<p>表 1 - (1) - ②</p>

<p>養義務者の資産、収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者、その扶養義務者の雇い主その他の関係人に、報告を求めることができる（同法第 29 条）。</p> <p>③ 保護の受給中、被保護者（現に保護を受けている者）は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときはすみやかに保護の実施機関等はその旨を届け出なければならない（同法第 61 条）。</p> <p>④ 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示（以下「指導指示」という。）をすることができる（同法第 27 条第 1 項）。また、保護の実施機関は、要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる（同法第 27 条の 2）。</p> <p>なお、この要保護者への助言事務は、第一号法定受託事務ではなく、自治事務とされている（同法第 84 条の 4 及び別表）。</p> <p>⑤ 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、被保護者に書面通知する（同法第 26 条）。また、指導指示に違反した場合も保護の停止や廃止をすることができるが（同法第 62 条第 3 項）、この場合は、あらかじめ当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない（同法第 62 条第 4 項）。</p>	
<p>(5) 生活保護法改正の概要</p> <p>生活保護法に基づく制度（以下「生活保護制度」という。）については、昭和 25 年の旧生活保護法の全文改定により現在の制度となっており、以来 60 年以上の間、抜本的な見直しが行われておらず、i) 生活保護受給世帯が過去最高を更新し、その後も増加傾向にあること、ii) 高齢者世帯とともに失業等による生活困窮世帯（その他の世帯）の割合も増加していること、iii) 医療扶助が生活保護費の約半分を占めていること、iv) 一部の限られた事案であるが、不正受給事件が依然として起きていることなど、様々な課題が指摘されている。</p> <p>こうした課題に対応するため、厚生労働省に置かれた社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会が取りまとめた報告書（平成 25 年 1 月 25 日）等を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律案が平成 25 年 10 月に第 185 回国会に提出され、同年 12 月 6 日に成立したところである（注）。この改正においては、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方は維持しつつ、i) 就労による自立の促進、ii) 健康・生活面等に着目した支援、iii) 不正受給対策の強化、iv) 医療扶助の適正化などに資する内容を中心に必要な規定の整備が行われた。</p>	<p>表 1 - (5) - ①</p> <p>表 1 - (5) - ②</p>

(注) 同法は、平成 26 年 7 月 1 日施行で、一部は同年 1 月 1 日、27 年 4 月 1 日施行。	
--	--

表 1 - (1) - ① 日本国憲法（昭和 21 年 11 月 3 日憲法）抜粋

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

表 1 - (1) - ② 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）抜粋

（この法律の目的）

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（保護の補足性）

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（申請保護の原則）

第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（基準及び程度の原則）

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

（世帯単位の原則）

第十条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

（種類）

第十一条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

（実施機関）

第十九条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に

対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2・3 (略)

4 前三項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 (略)

(民生委員の協力)

第二十二條 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

(事務監査)

第二十三條 厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。

2 前項の規定により指定された職員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

3 (略)

(申請による保護の開始及び変更)

第二十四條 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

2～6 (略)

(保護の停止及び廃止)

第二十六條 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。

第二十八條第四項又は第六十二條第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

(指導及び指示)

第二十七條 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(相談及び助言)

第二十七條の二 保護の実施機関は、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

(調査及び検診)

第二十八條 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2～4 (略)

(調査の囑託及び報告の請求)

第二十九條 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託

し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

第三十一条 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2～5 (略)

(届出の義務)

第六十一条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

(指示等に従う義務)

第六十二条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 (略)

3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 (略)

(事務の区分)

第八十四条の四 別表の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

別表 (第八十四条の四関係)

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村	第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第四項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで(第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。)、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項(第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。)、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第八十条並びに第八十一条
都道府県	第二十三条第一項及び第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条(第五十五条において準用する場合を含む。)、第五十条第二項、第五十条の二、第五十一条第二項並びに第五十三条第一項及び第三項(第五十四条の二第四項及び第五十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第五十四条第一項(第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)、第五十四条の二第一項、第五十五条の二、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第

	七十七条第一項、第七十八条並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで
市町村	第四十三条第二項、第七十七条第一項及び第七十八条並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで
福祉事務所を設置しない町村	第十九条第六項及び第七項、第二十四条第六項並びに第二十五条第三項

表 1 - (1) - ③ 「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年厚生省告示第 158 号) 抜粋

<p>生活保護法による保護の基準</p> <p>一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第 1 から別表第 8 までに定めるところによる。</p> <p>二 要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。</p> <p>三 別表第 1、別表第 3、別表第 6 及び別表第 8 の基準額に係る地域の級地区分は、別表第 9 に定めるところによる。</p> <p>市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。</p> <p>(以下略)</p>

表 1 - (2) 保護の種類と内容

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 (1) 食費等の個人的費用 (2) 光熱水費等の世帯共通費用 を合算して算出。 特定の世帯には加算あり(母子加算等)。
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

(注) 1 厚生労働省の資料を基に当省が作成した。

2 生活扶助の具体的な基準額については、次頁の「生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(平成25年8月～)」(厚生労働省資料)を参照。

○ 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(平成25年8月～)

【最低生活費 = A + B + C】

(単位:円)

年齢	生活扶助基準(第1類)					
	基準額①			基準額②		
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3～5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6～11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

人員	通減率①		
	1級地-1	2級地-1	3級地-1
1人	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000
3人	1.0000	1.0000	1.0000
4人	0.9500	0.9500	0.9500
5人	0.9000	0.9000	0.9000

人員	生活扶助基準(第2類)					
	基準額①			基準額②		
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人	55,600	53,120	50,600	48,110	45,590	43,110

※ 冬季(11月～翌3月)には地区別により別途加算が別途計上される。

生活扶助基準(第1類+第2類)①

※ 各居宅世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた通減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。

生活扶助基準(第1類+第2類)②

生活扶助基準(第1類+第2類)①の3分の2 + 生活扶助基準(第1類+第2類)②の3分の1【A】

※ 「生活扶助基準(第1類+第2類)②」が「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.9」より少ない場合は、「生活扶助基準(第1類+第2類)②」を「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.9」に読み替える。

障害者	加算額【B】		
	1級地	2級地	3級地
身体障害者障害程度等級表1・2級に該当する者等	26,420	24,570	22,730
身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	17,600	16,380	15,150
母子世帯等			
児童1人の場合	22,890	21,300	19,700
児童2人の場合	24,700	22,990	21,280
3人以上の児童1人につき加える額	930	860	790
中学校修了前の子どもを養育する場合	15,000(3歳未満の場合) (子ども1人につき)		

- ① 該当者がいるときだけ、その分を加える。
- ② 入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。
- ③ このほか、「妊産婦」などがある場合は、別途妊産婦加算等がある。
- ④ 児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの者。
- ⑤ 障害者加算と母子加算は併給できない。

このほか、必要に応じて住宅扶助、教育扶助、介護扶助、介護扶助、医療扶助等が支給される。【C】

最低生活費

表 1 - (3) - ① 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）抜粋

<p>(設置)</p> <p>第十四条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。</p> <p>2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。</p> <p>3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。</p> <p>4～8 (略)</p>
--

表 1 - (3) - ② 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

<p>(技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求)</p> <p>第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。</p> <p>(是正の指示)</p> <p>第二百四十五条の七 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。</p> <p>2 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。</p> <p>一 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する法定受託事務</p> <p>二 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する法定受託事務</p> <p>三 都道府県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会の担任する法定受託事務</p> <p>3 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、前項各号に掲げる都道府県の執行機関に対し、同項の規定による市町村に対する指示に関し、必要な指示をすることができる。</p> <p>4 各大臣は、前項の規定によるほか、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適</p>
--

正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該市町村に対し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

表 1 - (5) - ① 社会・援護局関係主管課長会議資料（平成 26 年 3 月 3 日（月）社会・援護局保護課）抜粋

<p>1 生活保護法の改正について</p> <p>(1) 生活保護法の改正の概要について</p> <p>生活保護制度については、昭和 25 年の改正により現在の制度となって以来 60 年以上の間、抜本的な見直しが行われておらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給世帯が過去最高を更新し、その後も増加傾向にあること、 ・ 高齢者世帯とともに失業等による生活困窮世帯（その他の世帯）の割合も増加していること ・ 医療扶助が生活保護費の約半分を占めていること ・ 一部の限られた事案であるが、不正受給事件が依然として起きていること <p>など、様々な課題が指摘されていたところである。</p> <p>こうした課題に対応するため、今回の生活保護法の改正については、「社会保障審議会生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会報告書」（平成 25 年 1 月 25 日）等を踏まえ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方は維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳正な対処、医療扶助の適正化などに資する内容を中心に行うものとしている。</p> <p>生活保護法の一部を改正する法律については、平成 25 年 5 月に第 183 回国会（常会）へ提出したが、審議未了・廃案となり、その後、所要の修正を加えた上で、同年 10 月に第 185 回国会（臨時会）へ再度提出し、12 月 6 日に成立したところである。</p> <p>改正法の施行に当たり必要となる準備作業や運用面の詳細などについては、政省令や通知等の案を今般の生活保護関係全国係長会議でお示ししているのをご了知願いたい。</p> <p>以下、略</p>
--

表 1 - (5) - ② 生活保護制度の見直しに関する説明会資料（平成 25 年 12 月 10 日）抜粋

<p>第 2 改正の要点</p> <p>2 要保護者、扶養義務者等に対する報告の求め等に関する事項</p> <p>(1) 要保護者、扶養義務者等に対する報告の求めに関する事項</p> <p>保護の実施機関は、必要があると認めるときは、要保護者、扶養義務者等に対して報告を求められることができるものとする。（第 28 条第 1 項及び第 2 項関係）</p> <p>なお、扶養義務者に対する報告の求めについては、現行の扶養照会とは別に実施するものであり、この対象となるのは、福祉事務所が当該扶養義務者について、法第 77 条第 1 項の規定を適用させる蓋然性が高いと判断できる場合に限ることとし、厚生労働省令で定めることとする。</p> <p>(2) 官公署等に対する資料提供等の求め及び銀行等に対する報告の求めに関する事項</p> <p>保護の実施機関及び福祉事務所長は、必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者について、資産及び収入の状況のほか、健康状態等の事項につき（扶養義務者については、現行と変わらず資産及び収入の状況につき）、官公署等に対し、必要な資料の提供等を求め、又は銀行、信託会社、要保護者等の雇主その他の関係人に報告を求められることができるものとする。（第 29 条第 1 項関係）</p> <p>(3) 官公署等による情報提供に関する事項</p> <p>略</p> <p>3 医療扶助の方法に関する事項</p> <p>指定医療機関等に委託して行う医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができるものと認めたものについては、被</p>
--

保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。 (第 34 条第 3 項関係)

4 医療機関等の指定制度の見直しに関する事項

(1) 医療機関の指定制度の見直しに関する事項

- ① 医療機関の指定について、開設者の申請により行うものとするとともに、指定に係る要件について、具体的に定めること。(第 49 条の 2 関係)
- ② 指定医療機関の指定について、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。 (第 49 条の 3 関係)
- ③ 指定医療機関は、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならないことを明確にすること。(第 50 条第 2 項関係)
- ④ 指定医療機関の指定の取消しに係る要件をより具体的に定めるとともに、当該要件に該当するときはその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとする。 (第 51 条第 2 項関係)

5 就労自立給付金の創設に関する事項

- (1) 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長 (以下「支給機関」という。) は、被保護者の自立の助長を図るため、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたものに対して、就労自立給付金を支給するものとする。 (第 55 条の 4 関係)
- (2) 支給機関は、就労自立給付金の支給等のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であった者又はこれらの者の雇主等に、報告を求めることができるものとする。 (第 55 条の 5 関係)
- (3) 市町村長が、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。 (第 64 条関係)
- (4) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、就労自立給付金の支給に関する処分についての審査請求があったときは、50 日以内 (再審査請求にあつては 70 日以内) に、当該審査請求等に対する裁決をしなければならないものとする。 (第 65 条第 1 項及び第 66 条第 2 項関係)
- (5) 市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分又は市町村長の管理に属する行政庁が支給機関の委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができるものとする。 (第 66 条第 1 項関係)
- (6) 就労自立給付金の支給を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。 (第 76 条の 3 関係)

6 被保護者就労支援事業の創設に関する事項

- (1) 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業 (以下「被保護者就労支援事業」という。) を実施するものとする。 (第 55 条の 6 第 1 項関係)
- (2) 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の者に委託することができるものとし、当該委託を受けた者等は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。 (第 55 条の 6 第 2 項及び第 3 項関係)

7 被保護者の生活上の義務に関する事項

被保護者の生活上の義務に、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを加えるものとする。 (第 60 条関係)

11 不正な手段により保護を受けた場合等の費用等の徴収に関する事項

(1) 徴収金の額に関する事項

- ① 不正な手段等により保護を受けた被保護者、医療の給付に要する費用の支払を受

けた指定医療機関又は就労自立給付金を受けた者等があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額のほか、その額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとする。 (第78条第1項から第3項まで関係)

② ①による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができるものとする。 (第78条第4項関係)

(2) 徴収金の徴収の特例に関する事項

① 被保護者が保護金品の交付又は就労自立給付金の支給を受ける前に、当該保護金品等の一部を徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、保護金品等を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができるものとする。 (第78条の2第1項及び第2項関係)

なお、当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときの考え方等については、別途示すことを予定している。

② ①により徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して申出に係る保護金品の交付又は当該就労自立給付金の支給があったものとみなすものとする。 (第78条の2第3項関係)

14 罰則に関する事項

(1) 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者への罰金の上限について、30万円から100万円に引き上げるとともに、偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとする。 (第85条関係)